

矢 掛 町 農 業 委 員 会 議 事 録

1. 開催日時

令和7年4月10日（木）午前9時30分～午前10時30分

2. 開催場所

矢掛町役場 2階 第1会議室

3. 出席委員 15名

農業委員 9名			農地利用最適化推進委員 6名		
1 番	岸野 敏夫	出	矢掛地区推進委員	小坂 一司	出
2 番	水川 治	出	美川地区推進委員	竹内 恵夫	出
3 番	大山 勝之	出	三谷地区推進委員	浅野 尚宏	出
4 番	鳥越 一志	出	山田地区推進委員	神田 浩志	出
5 番	藤原 国夫	出	川面地区推進委員	妹尾 宣明	出
6 番	松田 智仁	出	中川地区推進委員	多賀 秀樹	出
7 番	谷許 安治	出	小田地区推進委員	土井 博文	出
8 番	坪井 幹子	出			
9 番	高月 周次郎	出			

4. 議案日程

- (1) 議案第1号 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について
- (2) 議案第2号 農地法第4条の規定による転用の許可申請について
- (3) 議案第3号 農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について
- (4) 議案第4号 農用地利用集積計画書（No. 1）（案）の決定に対する意見について
（農地中間管理権の設定に関するもの）
- (5) 議案第5号 農用地利用集積等促進計画の作成に係る岡山県農地中間管理機構への要請について
（農地中間管理権の設定に関するもの）

農業委員会総会シナリオ（令和7年4月10日）

議 長	総会に先立ち、矢掛町の人事異動に伴い農業委員会事務局職員の異動がありましたので、事務局から紹介をお願いします。
事 務 局	それでは、異動職員を紹介させていただきます。 ・松田主査あいさつ ・坂本主査あいさつ （松田主査は退出）
議 長	それでは、ただ今から令和7年度第1回農業委員会総会を開催します。
議 長	本日は、委員全員が出席です。全員の出席がありましたので、矢掛町農業委員会会議規則第6条により、総会は成立します。 本日の署名委員は、矢掛町農業委員会会議規則第13条により、1番 岸野委員と、2番 水川委員を指名します。 それでは、議事に入ります。 本日の議事につきましては、議案第1号から議案第5号の5議案です。
議 長	議案第1号 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について、8件議題とします。事務局から説明します。
事 務 局	（議案朗読説明） 以上8件について、総会次第の調査書のとおり農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。
議 長	事務局の説明が終わりました。 事案番号1番につきまして、地元農業委員の意見ををお願いします。
2 番 委 員	譲受人と譲渡人は合意しています。譲受人は適切に管理出来るものと思います。特に問題はありません。
議 長	地元農業委員から意見がありました。事案番号1番につきまして、他に意見はありませんか。 （異議なし）
各 委 員 議 長	異議がありませんので、事案番号1番につきましては、許可と決定します。

議 長	事案番号 <u>2</u> 番につきまして、地元農業委員の意見をお願いします。
2 番委員	譲受人と譲渡人は合意しています。譲渡人は東京の方で、農地の管理が出来ないということで、譲受人に譲り渡すということです。譲受人は適切に管理出来るものと思いますので、特に問題はありません。
議 長	地元農業委員から意見がありました。事案番号 <u>2</u> 番につきまして、他に意見はありませんか。
各 委 員	(異議なし)
議 長	異議がありませんので、事案番号 <u>2</u> 番につきましては、許可と決定します。
議 長	事案番号 <u>3</u> 番につきまして、地元農業委員の意見をお願いします。
5 番委員	譲受人と譲渡人は地元の方で、譲受人は耕作面積も多く、今後も適切に管理出来るものと思われますので、特に問題はありません。
議 長	地元農業委員から意見がありました。事案番号 <u>3</u> 番につきまして、他に意見はありませんか。
各 委 員	(異議なし)
議 長	異議がありませんので、事案番号 <u>3</u> 番につきましては、許可と決定します。
議 長	事案番号 <u>4</u> 番につきまして、地元農業委員の意見をお願いします。
6 番委員	双方合意しています。譲受人は広く農業をしており、適切に管理出来るものと思いますので、特に問題はありません。
議 長	地元農業委員から意見がありました。事案番号 <u>4</u> 番につきまして、他に意見はありませんか。
各 委 員	(異議なし)
議 長	異議がありませんので、事案番号 <u>4</u> 番につきましては、許可と決定します。

議 長	事案番号 <u>5</u> 番につきまして、地元農業委員の意見をお願いします。
6 番委員	譲受人は、以前美星町の田を借りて耕作されていましたが、返すことになり、矢掛町の情報を調べて、今回申請することになりました。住居は倉敷市酒津ですが、通いながら耕作出来るということですので、問題はありません。
議 長	地元農業委員から意見がありました。事案番号 <u>5</u> 番につきまして、他に意見はありませんか。
各 委 員	(異議なし)
議 長	異議がありませんので、事案番号 <u>5</u> 番につきましては、許可と決定します。
議 長	事案番号 <u>6</u> 番につきまして、地元農業委員の意見をお願いします。
6 番委員	譲受人は譲渡人の息子で、同居しており、特に問題はありません。
議 長	地元農業委員から意見がありました。事案番号 <u>6</u> 番につきまして、他に意見はありませんか。
各 委 員	(異議なし)
議 長	異議がありませんので、事案番号 <u>6</u> 番につきましては、許可と決定します。
議 長	事案番号 <u>7</u> 番につきまして、地元農業委員の意見をお願いします。
6 番委員	譲渡人は以前から申請地を譲り渡したいと思っており、双方合意もしており、譲受人は適切に管理出来るものと思いますので、特に問題はありません。
議 長	地元農業委員から意見がありました。事案番号 <u>7</u> 番につきまして、他に意見はありませんか。
各 委 員	(異議なし)
議 長	異議がありませんので、事案番号 <u>7</u> 番につきましては、許可と決定します。

議 長	事案番号 <u>8</u> 番につきまして、地元農業委員の意見をお願いします。
3 番委員	9筆あります。家と農地を同時に購入し、譲り受けました。畑は以前から近所の方が耕作しており、特に問題はありません。
議 長	地元農業委員から意見がありました。事案番号 <u>8</u> 番につきまして、他に意見はありませんか。
各 委 員	(異議なし)
議 長	異議がありませんので、事案番号 <u>8</u> 番につきましては、許可と決定します。
議 長	議案第 <u>2</u> 号 農地法第4条の規定による転用の許可申請について、 <u>1</u> 件議題とします。事務局から説明します。
事 務 局	(議案朗読説明) 事案番号1番は、第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しないため、第2種農地としています。 総会次第に現地確認写真を載せております。
議 長	事務局の説明が終わりました。事案番号 <u>1</u> 番について、地元農業委員の意見をお願いします。
5 番委員	申請地の畑は保全管理となっており、現状のまま露店駐車場として使用します。今迄も近隣等に迷惑をかけることが無かった為、特に問題はありません。
議 長	地元農業委員から意見がありました。事案番号 <u>1</u> 番につきまして、他に意見はありませんか。
各 委 員	(異議なし)
議 長	異議がありませんので、事案番号 <u>1</u> 番につきましては、許可と決定します。
議 長	議案第 <u>3</u> 号 農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について、 <u>3</u> 件議題とします。事務局から説明します。
事 務 局	(議案朗読説明)

	事案番号 1 番は、申請農地から 5 0 0 m以内に 2 以上の教育施設、医療施設、公共施設が存在するため、第 3 種農地としています。 事案番号 2 番は、第 1 種農地及び第 3 種農地のいずれの要件にも該当しないため、第 2 種農地としています。 事案番号 3 番は、都市計画法第 8 条に規定する「用途地域」に該当しますので、第 3 種農地としています。 総会次第に現地確認写真を載せております。
議 長	事務局の説明が終わりました。事案番号 <u>1</u> 番について、地元農業委員の意見をお願いします。
2 番委員	現地確認しました。被害防除計画書のとおり、排水、周辺農地への影響等、特に問題はありません。
議 長	地元農業委員から意見がありました。事案番号 <u>1</u> 番につきまして、他に意見はありませんか。
各 委 員	(異議なし)
議 長	異議がありませんので、事案番号 <u>1</u> 番につきましては、許可と決定します。
議 長	事案番号 <u>2</u> 番について、地元農業委員の意見をお願いします。
5 番委員	現地確認しました。譲受人は町の公共事業へ参入しており、資材置場や駐車場が必要ということです。被害防除計画書のとおり、排水、周辺農地への影響等、特に問題はありません。
議 長	地元農業委員から意見がありました。事案番号 <u>2</u> 番につきまして、他に意見はありませんか。
各 委 員	(異議なし)
議 長	異議がありませんので、事案番号 <u>2</u> 番につきましては、許可と決定します。
議 長	事案番号 <u>3</u> 番について、地元農業委員の意見をお願いします。
3 番委員	現地確認しました。地元の方から地元の方へ譲り渡すということで、特に問題は

議 長 各 委 員 議 長	ありません。 地元農業委員から意見がありました。事案番号 <u>3</u> 番につきまして、他に意見はありませんか。 (異議なし) 異議がありませんので、事案番号 <u>3</u> 番につきましては、許可と決定します。
議 長 7 番委員 事 務 局 7 番委員 各 委 員 7 番委員	議案第 <u>4</u> 号 矢掛町農用地利用集積等促進計画 (No. 1) (案) の決定に対する意見について、岸野委員，坪井委員，浅野委員，神田委員，妹尾委員，私の自己に関する案件が含まれており，「農業委員会等に関する法律」第 31 条及び「矢掛町農業委員会会議規則」第 10 条の議事参与の制限に該当しますので，この議案の審議が終了するまで，私たちは退席します。議事の進行は地方自治法第 107 条の規定により，最年長農業委員である谷許委員へお願いします。 (午前 10 時 6 分 各委員 退席) 高月会長に代わり，議事を進行します。 事務局から説明します。 議案第 4 号は，地域計画内の農地について，岡山県農地中間管理機構を通して農地の貸借を行う案件であります。令和 7 年度から，従来の利用権設定は廃止され，農地中間管理事業に統合されます。農地所有者と耕作者から提出のあった貸借内容を市町村長が決定するにあたり，農業委員会の意見を提出することとなっております。なお，地域計画外の農地の貸借については，次の議案第 5 号で審議いただきます。 (計画の内容について説明) 議案第 4 号につきまして，意見等をお願いします。 (異議なし) 異議がありませんので，議案第 4 号について，「異議なし」と決定します。 (午前 10 時 20 分 各委員 復席)

議 長	議案第 <u>5</u> 号 農用地利用集積等促進計画の作成に係る岡山県農地中間管理機構への要請について、岸野委員，多賀委員の自己に関する案件が含まれており，「農業委員会等に関する法律」第 3 1 条及び「矢掛町農業委員会会議規則」第 1 0 条の議事参与の制限に該当しますので，この議案の審議が終了するまで，岸野委員，多賀委員の退席をお願いします。 （午前 10時 21分 各委員 退席） では，事務局から説明します。
事 務 局	議案第 5 号は，地域計画外の農地について，岡山県農地中間管理機構を通して農地の貸借を行う案件であります。農地所有者と耕作者から提出のあった貸借内容を市町村長が決定するにあたり，農業委員会から農地中間管理機構へ，農用地利用集積等促進計画の作成を要請するものです。 （計画の内容について説明）
議 長	議案第 5 号につきまして，意見等をお願いします。
各 委 員	（異議なし）
議 長	異議がありませんので，議案第 5 号について，岡山県農地中間管理機構へ要請します。 （午前 10時 27分 各委員 復席）
議 長	次に 4. 各種報告について確認します。
議 長	（1）農地法施行規則該当転用届について 地元推進委員の確認の報告をお願いします。
矢掛地区 推進委員	現地確認をしました。特に問題はありません。
小田地区 推進委員	現地確認をしました。特に問題はありません。
議 長	（2）農地法第 1 8 条の規定による合意解約通知について 地元推進委員の確認の報告をお願いします。

矢掛地区 推進委員	事案番号1番について確認しました。問題ありません。
三谷地区 推進委員	事案番号2番、3番について確認しました。問題ありません。
山田地区 推進委員	事案番号4番、5番、6番について確認しました。問題ありません。
川面地区 推進委員	事案番号7番について確認しました。問題ありません。
中川地区 推進委員	事案番号8番から13番について確認しました。問題ありません。
小田地区 推進委員	事案番号14番、15番について確認しました。問題ありません。
議 長	(3) 農地転用の工事完了報告について 地元農業委員の確認の報告をお願いします。
4 番 委 員	矢掛地区について確認しました。問題ありません。
3 番 委 員	小田地区について確認しました。問題ありません。
議 長	以上で、今月の議案についての審議は終了しました。 これをもって、本日の農業委員会総会を終了します。 引き続き、協議会を開催します。